

## 家庭内における子どもの意見尊重： 子ども回答によるアンケート調査からの分析

東京都立大学 阿部 彩  
茅ヶ崎市社会福祉協議会 新田 凌大  
東京都立大学大学院 青木 健資  
東京都立大学大学院 荻原 環  
東京都立大学大学院 松原 祥  
東京都立大学大学院 近藤 天之

### 1 問題の所在

近年、子ども自身が意見を表明し、それが尊重されることが子どもの権利として広く認識されるようになってきた。国際連合の「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」の第12条は、すべての子どもは意見表明権を有しており、その意見が考慮され、聴取される機会があるべきと規定している。これに基づき、2022年に策定された「こども基本法」では、「全てのこどもについて、その年齢及び発達程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」および、その意見について「全てのこどもについて、その年齢及び発達程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること」が基本理念として掲げられている(こども基本法 令和四年法律第七十七号)。

これらを受けて、中央省庁や自治体においては、子どもに関する政策決定の場において子どもの参加を促す政策が模索され始めている(喜多 2025)。また、学校における校則の見直し(古野・安部 2022)や児童福祉の現場(谷口 2025)などにおいても、子どもが自身にかかわる事項の意思決定に参加する仕組みが導入され始めている。しかし、「子どもの意見尊重」は、国や自治体、学校における意思決定に限った権利ではない。子どもの権利条約においても、こども基本法においても、子どもの意見を表明する権利およびその意見が尊重される権利は、「自己に直接関係する全ての事項」において保障されると

されている。だとすれば、当然ながら、子ども自身に最も影響する家庭といった日常生活の場における意見表明・意見尊重も、政治や行政の場と同様、あるいはそれ以上に重要であるといえる(Reynaert et al. 2009)。しかしながら、家庭のなかの子どもの「意見尊重」は、親のしつけ、養育に対する信条などの範疇として、これまで論じられてこなかった。

家庭内における子どもの意見尊重が、子どもの成長に影響していることは、海外の実証研究が明らかにしている。韓国の中中学生を対象とした研究からは、家庭内で意見尊重されている子どもは、自己肯定感が高いことが報告されている(Lee 2024)。また、逆に、親が子どもの遊び、友人関係、学業などあらゆる面に極端に干渉する、いわゆる「ヘリコプター・ペアレント」に育てられた子どもは、学習意欲が低く(Schiffrin and Liss 2017)、抑うつ、不安が強く(Wang, Shi and Li 2024)、生活満足度が低いこと(Schiffrin et al. 2014)、自己効力感と自律性の発達が妨げられること(Segrin et al. 2012)が報告されている。しかしながら、日本においては、家庭内において、どれほどの子どもが意見尊重されているのか、いないのかといった実態については、ほとんどわかっていない。

そこで、本研究では、家庭内において、どのような子どもが意見を尊重されているのか、さらに、それが子どものウェル・ビーイングにどのような関係があるのかを日本の子どものデータを用いて分析する。使用するのは、東京都立大学子ども・若者貧困研究センターが2023年に実施した「令和4年度東京都子どもの生活実態調査」

である。本調査は、35 か国が参加する（日本は不参加）The International Survey of Children's Well-Being (ISCWeB) の調査票を参考に、子ども自身に家庭内で意見が尊重されているかどうかを尋ねている。この回答はあくまで子ども自身の主観的評価ではあるが、家庭内での子どもの意見尊重に関する貴重な知見を与えるデータである。このデータの分析を通じて、家庭内における子どもの意見尊重の実態が明らかになり、今後の子どもの権利の議論の一つの視座となることが期待される。

## 2 先行研究

親が子どもの意見表明を促し、それを尊重するかどうかは、広い意味で養育スタイルの一部であると考えられる。養育スタイルに関する研究には莫大な蓄積があり、そのなかには、子どもの意見表明・意見尊重という事象を明示的に扱っていないものの、養育スタイルの特徴の一つとして論じているものもある。そこで以下では、養育スタイルに関する先行研究の中から、子どもの意見表明や意見尊重に関係すると考えられる知見を概観する。

### (1) 養育スタイルと子どもの意見尊重

心理学においては、家庭における子どもの意見尊重は、養育スタイルの一環として論じられてきた。とくに、Baumrind (1966) が提唱し、Maccoby and Martin (1983) が発展させた養育スタイルの4分類は広く知られている。4分類は、「権威的」「権威主義的」「許容的」「放任的」と名付けられ、それぞれが子どもの成長や家庭内での意思決定に与える影響が説明されている。

「権威的」な養育スタイルの親は、子どもに対して高い期待を持ちつつ、支持的で温かい姿勢を示す。このスタイルでは、子どもの意見を尊重し、家庭内の意思決定にも参加させることが多く、子どもは自己肯定感や責任感を持ちながら成長する。一方、「権威主義的」な親は、子どもに対して高圧的で、親が定めた絶対的な基準に基づいて行動を求め、子どもの意見や感情を考慮しない。このスタイルでは親が意思決定の主

導権を握り、子どもが家庭内の決定に関与する機会は限られる。規律を重視し厳しくしつける反面、自主性や問題解決能力の発達が遅れるリスクがあるとされている。「許容的」なスタイルの親は、子どもの意見や感情を尊重しすぎて規律やルールをほとんど設けない。このスタイルでは、子どもが意思決定に関与する機会は多いが、親が方向性を示さないため、責任感や規律感の発達が乏しくなる可能性がある。結果として、自由に行動できる反面、社会的規範を守る力が育ちにくいとも指摘されている (Baumrind, 1966; 1971)。「放任的」スタイルの親は子どもの生活にほとんど関与せず、育児における指針やサポートもほぼ提供しない。このスタイルでは、子どもが家庭内での意思決定に関与することは少なく、情緒的なサポートの欠如により自己肯定感や社会的スキルの低下が懸念される。

しかし、どのような親がどのタイプの養育スタイルをとるのかについて、子どもおよび親の性別以外については、Baumrind (1971) も Maccoby and Martin (1983) も深く議論しておらず、社会経済階層などの社会的要因との関連についても論じられていない。

### (2) 養育スタイルと社会経済階層の関連

養育スタイルと社会経済階層の関連については、社会教育学にて論じられている。社会経済階層によって子育てスタイルが異なることをいち早く示したのがアネット・ラリーである。ラリーは、ブルデューの「文化的再生産」論を基に、アメリカのミドルクラスと労働者階級および貧困層の母親の子育てスタイルの違いについて論じている (Lareau 2003)。ラリーによると、ミドルクラスの母親は子どもに積極的に介入し、放課後の課外活動の奨励や家庭内での会話を通じた言語教育などに多くの労力を費やしている。一方で、子どもに学校外活動や長時間にわたる宿題をその意思に反しておこなわせることにより、子どもを疲弊させていることも指摘されている。これに対して、労働者階級の母親は、子どもは自然に育つものと考えており、課外活動を無理にさせることは少なく、自由な会話や放課後の時間を通じて主体性や自立性が育まれる

とされる。他方で、教師や医師などの専門職に対して反発や萎縮を示す傾向も指摘されている。

日本における養育スタイルと社会経済階層との関連については、ラリーューの理論を基にした本田（2008）の研究が広く知られている。これによると、高学歴・高所得階層の母親は、労力や資源を多く投じようとする一方で、母親から与えられる「経験」によって、子どもがストレスを感じ、生活の余裕を失っているとされる。一方で、それ以外の母親や子どもは、近所にたまたまあった「自然」な流れのなかで習い事をおこない、「本人がやる気になったら」塾に通わせ、放課後は近所で子どもたちだけで自由に遊ぶといった、子どもの意思を尊重する子育てがなされている。西村（2022）も同様の調査をおこなっており、高学歴層の母親は家事とは別に子どもへの教育時間を確保しようとする一方、低学歴層の母親は家事を含む自然な流れのなかで教育をおこなうとし、母親の学歴によって子育てスタイルに違いが生じることを指摘している。これらの研究は、ラリーューの指摘と一致すると言える。

### 3 分析目的

本稿の目的は、以下の3つである。1つ目の目的は、日本において、どれくらいの割合の子どもが家庭内で意見を尊重されており、その割合は、どのような子ども、親、家庭の属性と関連しているのかを明らかにすることである。本田（2008）や西村（2022）からは、高学歴層・高所得階層の親ほど子どもへの期待や教育投資を多くおこなうため、むしろ、それ以外の親に育てられている子どもの方が意見尊重されていることが推測される。また、第一子とそれ以降の子どもについても養育スタイルが異なる可能性もある。そこで、本稿では、家庭の社会経済階層のほか、子どもの性別、年齢、出生順位が、子どもの意見尊重に関連しているかを実証する。さらに、親の養育スタイルが、親、とくに母親の就労形態による時間的制約を介して関連している可能性を考慮した分析をおこなう。

二つ目の目的は、家庭内の意見尊重と親の養

育スタイルとの関連を探ることである。本研究では、養育スタイルを垣間見る指標として、子どもの物質的剥奪（Material deprivation）と児童虐待に着目する。物質的剥奪とは、欲しているのに持つことができない物品や体験を数えて貧困の指標とする手法であり、Townsend（1979）が開発し、欧州連合の公式貧困指標としても採択されている（Guio, et al. 2012）。具体的には、子どもの場合は、衣服やお小遣いなどの物品や習い事、家族旅行などの体験が、子どもが欲しているにもかかわらず、親から与えられていない状況を示す。経済的制約を除けば、子どもの剥奪状況は、（よかれと思っておこなっているとしても）親が子どもの生活をコントロールしている、または、親が子どものニーズや欲求に回答していない状況と捉えられる。子どもの物質的剥奪は、「抑うつ傾向」「いじめられた経験」「自己肯定感」と有意に関連していることが示されており（阿部 2019）、物質的剥奪が、家庭内での「意見尊重」の規定要因の一つなのであれば、この関連の説明もつくこととなる。

また、「放任性」養育スタイルは、児童虐待の一形態のネグレクトと考えられ、家庭内の意見尊重とも関連が強いと考えられる。しかしながら、家庭内の子どもの意見尊重と児童虐待の関連について明示的に論じられた分析はない。本稿が用いるデータにおいては、行政的に児童虐待と判断されるか否かの判別はつかないものの、子ども自身の回答のなかに一緒に住んでいるおとなから身体的、心理的虐待やネグレクトを受けたことがあるかといった設問が含まれており、それを用いて、子どもの家庭内の「意見尊重」との関連を分析する。

三つ目の目的は、家庭内での意見尊重が、子どもの心理的状況に影響しているのかを明らかにすることである。日本の子どもを対象として、家庭内での意見尊重が子どものウェル・ビーイングと関連があるかを分析した研究は筆者らの席卷の限り存在していない。そこで、本稿では、子ども自身の評価によるウェル・ビーイングと、子どもの家庭内における意見尊重との関連を分析する。ここでは、被虐待経験と「意見尊重」の関連が見られた場合、心理的状況と意見尊重

との関連が、被虐待経験を介した、いわゆる「偽の相関」であるのかを見るために、2つを同時に投入したモデルも検討する。

## 4 データと変数

### (1) データ

本稿では東京都立大学子ども・若者貧困研究センターがおこなった「令和4年度こどもの生活実態調査」を用いる。本調査の対象は、東京都墨田区と豊島区のすべての公立学校に在籍する小学校5年生と中学校2年生およびそれらの保護者、さらに墨田区、豊島区、中野区に住む高校2年生の子どもとその保護者である。小学5年生、中学2年生には学校配布・郵送回収、高校2年生には住民基本台帳から抽出し、郵送配布・郵送回収で調査をおこなった（3学年ともにWeb回答も併用）。調査は無記名、任意回答でおこない、個人が特定されない形でデータ化した。有効回答数（有効回答率）は、小学校5年生で1,003人（28.1%）、中学校2年生で573人（23.8%）、

高校2年生で1,355人（28.5%）である。なお、本調査は、東京都立大学倫理審査委員会の承認を得ている（承認番号：H4-163）。分析においては、3つの学年のデータが揃っている墨田区・豊島区のみデータを利用し、尚且つ保護者調査票の回答者が母親であるものに限定して分析する（ $n=2,117$ ）。母親のみに限定したのは、本稿が養育スタイルに注目しており、父親・母親の養育スタイルは異なると考えられるが、父親回答のサンプル数が不十分であるためである。分析サンプルの記述統計量を【表1】に示す。

### (2) 「意見尊重」変数

本稿では、家庭内における子どもの意見尊重を、子ども自身の回答による設問から把握する。具体的には、子ども票にある「親は私の意見を尊重してくれる」（以下「意見尊重」）の設問を用いる。本設問は、「とてもそう思う」「そう思う」「だいたいそう思う」「少しそう思う」「そう思わない」「わからない」の六件法の設問であり、

【表1】記述統計量（母親が保護者票回答に限定）（%）

性別	男児	47.4	子どもの心理的な側面(平均値)	
	女児	52.6	自己肯定感	16.5
出生順位	第1子	68.2	生活充実感	7.4
	第2子	25.8	主観的健康	3.1
	第3子以降	6.0	被虐待経験（あり）	
			心理的虐待1	3.6
学歴	高卒以下	22.8	身体的虐待	4.5
	短大・専門	38.9	心理的虐待2	1.8
	大卒以上	38.3	ネグレクト	0.5
母親の 就労 形態	常勤・正規職員	31.5	面前DV	1.9
	非常勤・非正規職員	44.6	上記のいずれか	8.0
	自営業・家業・自由業	6.5	所有物・体験（ない：ほしい）	
	家事・無職・その他	17.5	子ども部屋	24.3
母親の 就労 時間	早朝（5時～8時）	6.8	インターネットにつながる環境	1.5
	夜勤（20時～22時）	8.7	自宅で宿題をすることができる場所	3.6
	深夜（22時～5時）	3.1	自分がアクセスできる音楽や映画サービス	18.3
	土曜出勤	28.8	スポーツや音楽などの課外活動	5.3
等価世帯収入	日曜・祝日出勤	17.1	自分で自由に使えるお金（*1）	19.1
	平均（万円）	429.6	友だちが着ているのと同じような服	7.1
	ふたり親2世代	76.2	2以上のサイズの合った靴	3.5
	ふたり親3世代	7.3	スマートフォン	19.3
世帯 構造	ひとり親2世代	14.3	学習塾	7.2
	ひとり親3世代	2.2	1年に1回の家族旅行	19.3
	墨田区	58.2	友だちが持っているような文具	4.6
	豊島区	41.8		

分析にあたっては、「そう思わない」を0、「とてもそう思う」を4とする変数とし、「無回答」「わからない」は欠損とした。

### (3) 被虐待変数

被虐待経験については、子ども票にて、以下の設問に該当するか否かをそれぞれ聞いている。

- ・一緒に住んでいる大人から、あなたの悪口を言い立てられる、けなされる、恥をかかされる、または、身体を傷つけられる危険を感じるようなふるまいをされることがよくある。[心理的虐待1]
- ・一緒に住んでいる大人から、押される、つかまれる、たたかれる、物を投げつけられるといったことがよくある。または、けがするほど強くなぐられたことが一度でもある。[身体的虐待]
- ・家族のだれからも愛されていない、大切にされていない、支えてもらえていないと感じることがある。[心理的虐待2]
- ・必要な食事や衣服を与えられなかったり、自分を守ってくれる人はだれもいないと感じることがある。[ネグレクト]
- ・一緒に住んでいる家族が、だれかに押されたり、つかまれたり、けられたりしたことがよくある。または、くり返しなぐられたり、刃物などでおどされたことが一度でもある。[面前DV]

これらは、内閣府（現こども家庭庁）が令和3年に実施した「子供の生活状況調査」の設問を用いたものであり、子どもが自身で認知する被児童虐待経験であり、子どもの権利の観点からは重要な指標である。

### (4) 物品・体験の剥奪変数

物品・体験の剥奪状況には、子ども票の「あなたは、自分が使うことができる、以下のもの（こと）があり（できますか）」の設問の回答を用いる。選択肢は、「ある」「ない：ほしい」「ない：ほしくない」の3つであり、「ない：ほしい」を剥奪状況と定義する。「なし」を「なし：ほしい」「なし：ほしくない」に分けているのは、剥奪と見なすためには、その物品・体験を本人が「欲している」

ことが前提にあるからである（Mack & Lansley 1985）。分析においては、すべての学年で共通して質問項目として設定されている12項目【表1】を用いる。

### (5) 心理的状況変数

子どもの心理的状況については、子ども票から3つの変数を作成した。自己肯定感については、子ども票において「がんばれば、むくわれると思う」「自分は価値のある人間だと思う」「自分は友だちに好かれていると思う」「自分の将来が楽しみだ」「自分のことが好きだ」の5つの設問について、それぞれ、「3 とてもそう思う」から「0 そう思わない」の四件法で訊ねており、項目の合算値を「自己肯定感」と定義した（尺度は0から15）。主観的健康については、子ども自身に自分の健康状態について五件法で聞いている（尺度は「1 とてもよい」から「5 よくない」）。生活充実感については、子ども票において「あなたは、毎日の生活が楽しいですか。」（尺度は「0 楽しくない」から「10 とても楽しい」）と訊ねており、この回答を用いた。いずれの変数においても、値の高いほど、状況がよくなるように主観的健康は反転させ、また、無回答は欠損値として処理した。

家庭の世帯所得は、OECDで用いられる算出方法（世帯所得を世帯人員数の平方根で除した値）を用いた等価世帯所得を算出し、その五分位を使用した。世帯構造については、保護者票の「お子さんと同居している家族」の設問をもとに、ふたり親（2世代）（3世代）、ひとり親（2世代）、（3世代）の4区分を作成した。すべての推計は、STATA16を用いて算出した。

## 5 結果

### (1) 「意見尊重」についての子どもの回答

まず、「意見尊重」についての子どもの回答を見てみよう【表2】。「意見尊重」については、すべての学年で50%以上が「とてもそう思う」と回答しており、ほぼ半数の子どもたちは親に自分の意見が尊重されていると考えている。「そう思う」「だいたいそう思う」まで含めると、全学

年において90%となる。学年別では、「とてもそう思う」は、小学5年生で最も割合が高かったが、「そう思う」まで含めると学年ごとの差は僅かである。一方、「そう思わない」と回答した子どもも一定数存在し、小学5年生で2.7%、中学2年生で3.4%、高校2年生で1.5%であった。また、「少しそう思う」まで含めると、それぞれ3.6%、5.7%、5.0%であった。大多数の子どもが肯定的な回答をしているのに対し、少数とは言え、「そう思わない」と答えている子どもがいることが懸念される。

本設問が参考とした、ISCWeB 調査を見ると、「親が自分の意見を聞いてくれるか」という問いに対し、「とてもそう思う」と回答した子どもの割合は78%（スリランカ）から34%（ブラジル）まで幅広く、35カ国の平均は56%である（Children's World Project 2020）。同調査は、9歳から11歳の子どもを無作為抽出し、調査員による訪問調査法がとられており、本稿のデータと厳密な比較はできないものの、この結果は、本調査の小学5年生の結果（58.4%）とほぼ同水準である。

【表2】「意見尊重」：子どもの回答 (%)

	全体	小5 (n=826)	中2 (n=475)	16-17歳 (n=663)
とてもそう思う	54.8	58.4	52.0	52.5
そう思う	21.6	19.9	22.3	23.2
だいたいそう思う	13.5	12.1	13.1	15.5
少しそう思う	4.6	3.6	5.7	5.0
そう思わない	2.4	2.7	3.4	1.5
わからない	1.7	1.8	2.3	1.2
無回答	1.3	1.6	1.3	1.1

出所：「2022年子どもの生活実態調査」から筆者計算

## (2) 「意見尊重」されている子どもの属性分析

本節では、「意見尊重」の平均値を子ども・親の属性別に一元配置分散分析にて比較した【表3】。子どもの属性については、性別、学年、出生順位による差を検定した結果、性別および出生順位については差が確認されなかった。学年については、小学5年生、16-17歳、中学2年生の順番で高い値になっており、小学5年生と中学2年生の間には統計的に有意な差が見られた。

母親の学歴については、有意差は確認できなかった。本田（2008）や西村（2022）では、高

学歴の母親よりも、低学歴の母親が「自然」な流れや子どもの主体性を重視する傾向が示唆されていた。したがって、低SESの子どもの方が「意見尊重」されていると感じていると予想されたが、そのような傾向は見られなかった。また、母親の就労形態についても、有意差は見られなかった。時間的制約のある母親は、子どもの意見を聞く余裕がないのではないかと推測されたが、そのような傾向は見られなかった。

世帯の属性としては、世帯所得と世帯構造による差を検討したが、有意差は確認されなかった。また、貧困率が高いひとり親世帯（阿部 2024）についても、ふたり親世帯に比べて、子どもが「意見尊重」されている割合に差が見られなかった。

## (3) 物品・体験の剥奪との関連

次に、物品・体験の剥奪状況と「意見尊重」の関連を見る。【表4】は、「意見尊重」を被説明変数、物品・体験の剥奪状況を説明変数とする重回帰分析の結果である。すべてのモデルにおいて、学年・性別・出生順・母親の就業形態、時間・等価世帯所得5分位・世帯構造・調査地域をコントロール変数として投入している。結果を見ると、12項目中、8項目の係数が負かつ統計的に有意であった。係数が大きいものから言及すると「2足以上のサイズのあった靴」、「友だちが着ているのと同じような服」「自宅で宿題をすることができる部屋」「自分で自由に使えるお金（お小遣い）」「スポーツや音楽などの課外活動」「友達が持っているような文具（えんぴつ、消しゴム、筆箱など）」「自分がアクセスできる音楽や映画サービス」「1年に1回の家族旅行（1泊以上）」である。例えば、所得や家族構成などを統制しても、「2足以上のサイズのあった靴」を欲しいが持っていないと回答した子どもは、そうでない子どもに比べ、「意見尊重」の点数が0.68ポイント低くなると推計される。ここから、これらの物品・体験を欲しいと思っているにもかかわらず、それが持てない・経験できない状況にある子どもは、家庭内で「意見尊重」されていないと感じていることがわかる。

【表3】「意見尊重」と子ども・親の属性の関連

		平均値	標準偏差	*		平均値	標準偏差	*		
性別	男児	3.24	1.05	n.s.	1 最貧層	3.29	0.97	n.s.		
	女児	3.28	1.00		等価世帯 2	3.25	1.02			
学年	1 小学5年生	3.32	1.01	所得 3	3.21	1.10				
	2 中学2年生	3.18	1.09	五分位 4	3.26	1.04				
	3 16-17歳	3.23	0.99	5 富裕層	3.31	0.99				
出生順位	1 第1子	3.26	1.01	世帯構造	ふたり親2世代	3.27	1.03	n.s.		
	2 第2子	3.23	1.07		ふたり親3世代	3.19	1.03			
	3 第3子以降	3.35	1.08		ひとり親2世代	3.19	1.00			
母親の学歴	高卒以下	3.27	0.98		ひとり親3世代	3.22	1.06			
	短大・専門	3.24	1.04	心理的虐待 1	なし	3.30	0.99	***		
	大卒以上	3.25	1.05		あり	2.21	1.38			
母親の就労形態	常勤・正規職員	3.26	1.03	身体的虐待	なし	3.30	0.99	***		
	非常勤・非正規職員	3.24	1.02		あり	2.51	1.40			
	自営業・家業・自由業	3.32	1.06	被虐待	心理的虐待 2	なし	3.29	1.00	***	
	家事専業・学生・無職・その他	3.25	1.04		あり	1.50	1.23			
母親の就労時間	早朝（5時～8時）	なし	3.25	1.02	経験	ネグレクト	なし	3.27	1.02	***
		あり	3.36	0.99		あり	1.33	1.21		
	夜勤（20時～22時）	なし	3.27	1.02	面前DV	なし	3.28	1.01	***	
		あり	3.17	1.00		あり	2.34	1.47		
	深夜（22時～5時）	なし	3.26	1.02	上記のいずれか	なし	3.34	0.96	***	
		あり	3.13	0.96		あり	2.37	1.34		
	土曜出勤	なし	3.25	1.04	※ 一元配置分散分析による平均値の有意差の検定結果。					
		あり	3.29	0.97	*** : p<.001, ** : p<.01, * : p<.05。					
		なし	3.23	1.04	出所：「2022年子どもの生活実態調査」から筆者計算					
	日曜・祝日出勤	なし	3.23	1.04						
あり		3.31	0.92							

【表4】「意見尊重」と物品・体験の関連（トービット分析）

	サンプル数	係数	標準誤差
子ども部屋	1133	-0.06	0.07
（自宅で）インターネットに繋がる環境	1134	-0.64	0.42
自宅で宿題をすることができる部屋	1133	-0.54	0.17 ***
自分がアクセスできる音楽や映画サービス	1130	-0.36	0.08 ***
スポーツや音楽などの課外活動	1122	-0.49	0.15 ***
自分で自由に使えるお金（お小遣い）	1122	-0.50	0.08 ***
友だちが着ているのと同じような服	1132	-0.63	0.12 ***
2足以上のサイズのあった靴	1132	-0.68	0.19 ***
スマートフォン	1130	-0.10	0.09
学習塾（または家庭教師、オンライン含む）	1131	-0.17	0.12
1年に1回の家族旅行（1泊以上）	1129	-0.15	0.08 **
友達が持っているような文具（えんぴつ、消しゴム、筆箱など）	1133	-0.43	0.15 ***

※上記モデルすべてに学年・性別・出生順・母親の就業形態・時間・等価世帯所得5分位・世帯構造・調査地域をコントロールとして投入

※\*\*\* : p<.01, \*\* : p<.05

出所：「2022年子どもの生活実態調査」から筆者計算

#### (4) 子どもの被虐待経験との関連

次に、被虐待経験との関連を述べる。被虐待経験があったと回答したのは、心理的虐待1で3.6%、身体的虐待で4.5%、心理的虐待2で1.8%、ネグレクトで0.5%、面前DVで1.9%、これらいずれかを経験したのは8.0%であった【表1】。被虐待経験と「意見尊重」の関係を見ると【表3】、すべての項目にて0.1%水準で関係性が確認された。例えば、心理的虐待1では、経験したと回答した子どもの意見尊重の平均は2.21なのに対し、経験していない子どもでは3.30となっている。いずれかの被虐待経験のある子どもについては、経験ありの平均は2.37、経験なしの平均は3.34であった。

#### (5) 「意見尊重」と子どもの心理的状況の関連

【表5】においては、3つの被説明変数について、それぞれ、「意見尊重」変数、学年、性別のみを投入したモデル1と、そのほかのコントロール変数（出生順位、母親の就労形態、母親の就労時間（日曜・祝日出勤の有無）、等価世帯所得五分位、世帯構造、調査地域）を投入したモデル2、モデル2にさらに「被虐待経験あり」（いずれか

の虐待）のダミー変数を投入したモデル3の結果を示している。

まず、自己肯定感に関する分析では、モデル1においては、「意見尊重」の係数が1.60であり、0.1%水準で統計的に有意であった。この係数は、コントロール変数を入れたモデル2においては若干減少したものの1.37で有意となり頑強な結果と言える。すなわち、これら変数をすべて統制した上においても、「意見尊重」の変数が1増加すると、自己肯定感は1.37上昇する。さらに、「被虐待経験」は有意ではなく、「意見尊重」はモデル3においても統計的に有意であった。主観的健康については、「意見尊重」の係数は0.19（モデル1、2）、0.17（モデル3）と正で統計的に有意であった。なお、「被虐待経験」は負で有意であり、被虐待経験があると主観的健康度が低くなる傾向がある。生活満足度に関しては、「意見尊重」の係数は0.92、0.90、0.88と正の値を示し、どれも0.1%水準で統計的に有意であった。「被虐待経験」は、主観的健康度と同様に負で有意であった。

以上の分析結果から、「意見尊重」は自己肯定感、主観的健康、生活満足度のいずれに対して

【表5】「意見尊重」と子どもの心理的な側面との関連

	自己肯定感						主観的健康					
	モデル1		モデル2		モデル3		モデル1		モデル2		モデル3	
	係数	標準誤差	係数	標準誤差	係数	標準誤差	係数	標準誤差	係数	標準誤差	係数	標準誤差
「意見尊重」	1.60	0.07 ***	1.37	0.08 ***	1.38	0.08 ***	0.19	0.02 ***	0.19	0.02 ***	0.17	0.02 ***
被虐待経験あり					0.04	0.24					-0.23	0.09 *
中学2年生	-0.70	0.18 ***	-0.60	0.20 **	-0.60	0.20 **	-0.45	0.05 ***	-0.41	0.06 ***	-0.41	0.06 ***
高校2年生	-0.84	0.16 ***	-0.61	0.19 **	-0.61	0.19 **	-0.02	0.05	0.03	0.05	0.01	0.05
女兒	-0.47	0.14 **	-0.45	0.16 **	-0.45	0.16 **	-0.03	0.04	0.00	0.04	-0.03	0.05
_cons	6.18	0.26 ***	7.20	0.34 ***	7.18	0.35 ***	2.58	0.08 ***	2.52	0.10 ***	2.63	0.10 ***
N	1821		1447		1447		1846		1460		1355	
R <sup>2</sup>	0.21		0.22		0.22		0.09		0.13		0.13	
	生活満足度											
	モデル1		モデル2		モデル3							
	係数	標準誤差	係数	標準誤差	係数	標準誤差						
「意見尊重」	0.92	0.05 ***	0.90	0.05 ***	0.88	0.05 ***						
被虐待経験あり					-0.46	0.22 *						
中学2年生	-0.62	0.12 ***	-0.58	0.13 ***	-0.60	0.14 ***						
高校2年生	-0.65	0.11 ***	-0.62	0.12 ***	-0.73	0.13 ***						
女兒	-0.20	0.09 *	-0.23	0.11 *	-0.29	0.11 **						
_cons	4.97	0.18 ***	5.39	0.23 ***	5.58	0.24 ***						
N	1841		1458		1358							
R <sup>2</sup>	0.20		0.21		0.22							

※\*\*\*: p<.001, \*\*: p<.01, \*: p<.05。

すべてのモデルに、出生順位、等価世帯所得、世帯構造、地域を投入

学年は小学5年生がベース、性別は男児がベース

出所：「2022年子どもの生活実態調査」から筆者計算

も、性別、学年、出生順位、世帯所得、世帯タイプなどを統制した上においても、統計的に有意な正の関連を持つことが明らかとなった。また、意見尊重されていない子どもは、被虐待経験がある傾向を考慮しても、意見尊重とこれら心理的状況の関連があることがわかった。家庭内で意見を尊重されていると感じている子どもは、これらの心理的側面が高い傾向にあることが示された。

## 6 考察

本稿の分析から、9割を超える子どもが家庭内で意見尊重されていると感じている一方で、約4%の子どもは「そう思わない」と感じており、25人に1人という、決して少なくない子どもが家庭内の意見尊重に課題があることがわかった。興味深いのは、家庭内にて意見尊重されているか否かが、先行研究から示唆されるような社会経済階層や親の時間的制約などとの関連が見られなかったことである。すなわち、家庭内で、子どもの意見が尊重されないことは社会経済階層などにかかわらず、どのような家庭においても起こり得る問題と言える。一方で、子どもの評価による家庭内の意見尊重の度合いは、被虐待経験と密接な関係があることがわかった。これが、「家族のだれからも愛されていない」などといった意見尊重されていないことと直結する内容のみならず、「悪口を言い立てられる」「たたかれる」といった被虐待経験とも関連していたことは、注視すべきである。何故なら、このことは、家庭内にて意見尊重されないということが、すべての形態の虐待のスペクトラムの末端に位置する可能性を示唆しているからである。本稿の分析からは、「お小遣い」など一見、親の判断によって与えなくても問題がないと思われる項目についても、子どもが感じる意見尊重と関連があることがわかっており、本課題の裾野が広い可能性が示唆される。

さらに重要な知見として、家庭内での意見尊重が、被虐待経験や世帯所得といった事象をコントロールしても、なおかつ、子どもの自己肯定感、主観的健康、生活満足度と関連していたこ

とがあげられる。児童虐待や貧困といった子どもの生活をめぐる負の要素は、子どものウェル・ビーイングに大きな影響を及ぼしていることは広く知られている。しかしながら、本稿の分析からは、家庭内での子どもの意見尊重が、児童虐待や貧困を介してではなく、独立して、子どもの心理的状況と関連していることが明らかになった。児童虐待や貧困については、十分ではないにせよ、すでに社会問題と認知されており、対策がとられている。また、子どもの意見尊重についても、行政や政治の分野においてはその重要性が認識されつつあると言ってよいだろう。しかしながら、家庭内の子どもの意見尊重については、それが問題であるという認識が普及しているとは言い難い。本稿の結果を受け、我が国における家庭内における子どもの意見尊重についての議論がより活発となることが期待される。

## 7 本研究の限界

本稿にはいくつかの限界がある。第一に、本研究は横断データを用いており、因果関係を厳密に検証することはできない。たとえば、子どもが意見尊重されていることと、自己肯定感との関係について、意見尊重されることが自己肯定感を高めるとは限らず、自己肯定感が高い子どもが、自らの意見が尊重されていると感じている可能性も否定できない。第二に、調査地域の偏りがある点があげられる。本研究は東京都墨田区・豊島区のデータのみを用いており、日本全体の子どもを代表する結果とは言えない。以上のような限界はあるものの、本研究の分析結果は、日本における家庭内の子どもの意見尊重の実態の理解を促進する第一歩と言える重要な示唆を提供するものである。

本研究は、JSPS 科研費 22H05098 の助成を受けて実施されている。

### 参考文献

阿部彩 (2019) 「親からみた剥奪と子からみた剥奪—子どもへの影響が強いのはどちらか」『貧困研究』22号, pp.84-95.

- Baumrind, D. (1966) "Effects of Authoritative Parental Control on Child Behavior," *Child Development*, 37 (4), pp.887-907.
- Baumrind, D. (1971) "Current Patterns of Parental Authority," *Developmental Psychology Monograph*, 4 (1, pt.2), pp.1-103.
- Bourdieu, P. (1979) *La Distinction: Critique Social du Jugement*, Editions de Minuit. (石井羊二郎訳『ディスタクシオン—社会的判断力批判Ⅰ・Ⅱ』新評論, 1989年・1990年。)
- Children's World Project 編 (2020) *Children's Worlds Report 2020: Children's Views on Their Lives and Well-being in 35 Countries*, Jacobs Foundation, pp.46.
- Guio, A., et al. (2012). Measuring material deprivation in the EU: Indicators for the whole population and child-specific indicators. *Eurostat methodologies and working papers*, Publications Office of the European Union.
- 古野香織・安部芳絵 (2022) 「子ども参加による校則の見直し」『子どもの権利研究』第33号, pp.79-85.
- 本田由紀 (2008) 『「家庭教育」の隘路—子育てに脅迫される母親たち』勁草書房。
- 喜多明人 (2025) 「おとな主体の意見聴取から子ども主体の意見表明・参加権行使へ—子どもの社会 参画的な意見表明・参加権行使の現状と課題—」『子どもの権利研究』第36号, pp.33-39.
- Lareau, A. (2003) *Unequal Childhood*, Univ. of California Press.
- Lee, S. (2024) "The Effects of Parental Respect for Children's Decision-making and Respect for Human rights on Depression in Early Adolescents: The Mediating Effect of Self-esteem," *PLoS ONE*, 19 (4):1-15.
- Maccoby, E. E. and Martin, J. A. (1983) "Socialization in the context of the family: Parent-child interaction." In P. H. Mussen (Ed.), *Handbook of Child Psychology Vol.4: Socialization, personality, and social development*, New York: Wiley, pp.1-101.
- Mack, J. and Lansley, S. (1985) *Poor Britain*. London: George Allen & Unwin.
- 西村 純 (2022) 「親子のかかわりの学歴階層間の差異—労働時間・家事頻度との関連に着目して—」『社会評論』72 (4), pp.522-539.
- Reynaert, D., Bouverne-de-Bie, M. and Vandeveld, S. (2009) "A Review of Children's Rights Literature Since the Adoption of the United Nations Convention on the Rights of the Child," *Childhood* 16 (4), pp.518-534.
- Segrin, C. et al. (2012) "The Association Between Overparenting, Parent-Child Communication, and Entitlement and Adaptive Traits in Adult Children," *Family Relations* 61:237-252.
- Schiffrin, H., et al. (2014) "Helping or Hovering? The Effects of Helicopter Parenting on College Students' Well-Being," *Journal of Child and Family Studies* 23, pp.548-557.
- Schiffrin, H. and Liss, M. (2017) "The effects of helicopter parenting on academic motivation," *Journal of Child and Family Studies* 26, pp.1472-1480.
- 谷口由紀子 (2025) 「社会的養護における子どもの意見表明権—主体的な選択の基盤となる「声」への応答—」『子どもの権利研究』第36号, pp.51-55.
- Townsend, Peter (1979) *Poverty in the United Kingdom: a survey of household resources and standards of living*. Univ of California Press.
- Wang, Chaolian, Shi, Heng, and Geng Li (2024) "Helicopter parenting and college student depression: the mediating effect of physical self-esteem," *Frontiers in Psychiatry* 14, pp.1329248.

\* 2025年8月19日受領

2025年11月27日査読終了